悲痛なる宣言

五日の聾唖協會總會 夜は盛んな提灯行列

日本聾唖協會第四回總會は四日の午前十時から名古屋市宣唖學校に於て開催した全國十一部會から集まつた代表者百五十餘名を加へて盛大なる第一日を終つた六日の午後は總會に入り事業報告に次いで宣言及び決議を可決し決議案の實行委員二十名を會長より指名し評議員の改選を行ひ夫回は大正十三年京都に於て開會に決し三時半閉會矢いで一同揃へ公園を觀て熱田神宮に參拜し銀行集會所に於て懇親會を催し夫より提灯行列を爲し行列は銀行集會所より大津町を北進し廣小路通りを西折して本町を北進して本社を訪問し歴宮前で萬歳を三唱し九時第一日を終つた六日は離宮を拜觀し啞山の歓迎會に臨み市内見學を爲して解散する筈

宣言

我が日本聾唖協會は茲に第四回總會を開催するに當り社會に向つて宣言を爲すの光榮を有してゐる、吾人聾唖者が全國相呼應して本會を創設したのは大正三年で其の翌年今上陸下の大典を擁して發會式を京都に擧げて以來茲に八星霜を閲した來た、其目的とする處は所謂聾唖者の社會的地歩を高めるにある事は勿論であるが尚此の上に鋭々として定む所を知らぬ文化の波に

從つて勇往邁進したいと思ふ、抑も吾人聾唖者が官能の一部を缺くが爲に完全な人格の持主たる事の困難である事は世人が常に口にする所であり自らも大いに之を認めて居る所である然れども何時の世までも自己の不遇に甘んじ小成に安ずる事が出來やうぞ、是實に現今の趨勢に反するの甚しいもので苟くも生を此世に享けて積極的の生涯に入らんとする者の厭ふべき所であると思ふ、かるが故に弱少ながらも社會的に自覚した吾人聾唖者は互に協力するの必要を深く感じ益々團結を固うして同患相扶け相戒め以て一層品格と地位の向上に努力し社會に其存在を認めしめなければ已まぬ覚悟である

決議

一、我等は益々團結を硬固にし品性の向上と社會的地歩の進展を期す

一、全國聾唖教育大會に於て聾唖教員の爲に意志疎通の機關を設けられん事を建議する事

一、聾唖教育令發布の促進に努力する事

一、聾唖教育令發布の促進に關し各代議士に輿論に訴ふる事

右決議す

評議員 ▲東京　三浦浩、萬澤格、横江榮雄、山本榮之助▲京都　中垣久次郎、岡元次、三島邦三▲大阪　松原伊太郎、福井清一郎▲名古屋　小山保次郎、吉川金造▲廣島　多田眞佐雄▲朝鮮及福岡未定▲奚　佐々木辰次郎▲神戸　島山重一、岩本一次▲長岡　横尾義智▲和歌山　中村吉之助

尚決議案實行委員は右の評議員に左の三名を加へて小西會長から指名した

藤原敏文、福島彦治郎、尾形賢之助

平博吏員の綱紀紊れ

兼任を口實にサボる

眞面目に働く專任者よりも 兼務の方に賞與が多く不平起る

女事務員に夢中の秘書課員

平和博事務局の專任事務員八十餘名と云ふ

大多數

が府廳の方から派遣されて居る譯であるが此兼任者と云ふのが頗る都合の良い役目で普通本俸の外に博覽會手當が毎月三十圓貰へる事になつて居る、所で勤務はと云ふと府へ半日博覽會へ半日と云ふのだから要領の好い者はどつちへも顔も出さないで

遊び廻

るのさへあると云ふ譯だが今度年度末賞與が四月二日に渡つた結果專任者よりも此兼任者の方が三割乃至五割近くも割合が良いと云ふので端なく專任者側から問題を起し當局の處置に依つては全員挙つて徹底的手段に出ようと寄り〳〵協議を重ねて居る模樣である右に就て專任事務員某氏は「兼任者の横暴な事は實に都合の悪い仕事があると今日は本務の方が忙しいからと云つて歸つて仕舞ふし朝でも滿足に出勤した事が無いのに別代へ吾々は朝の八時から晩の六時迄眞面目に働き[illegible]の手當となると兼任者の

お話に なりません、少

[illegible]本なぞを連れて白鷺會場内の飲食店で酒を飲んだり夜遅くまで殘して一所に歸つたりする事が屢あります吾々は是非近々主腦者に打突かる覚悟です云々」と語つて居

女事務員の演田山田岡

工場主對女工爭議

連判で解雇手當を要求し 結局復職で圓滿に解決

『解雇した雇主側が不都合だから頂きたい』と連判で要求し寛けて來た女工の一軍があつた其筋で善後策を講じ一人宅に押し寄せ[illegible]六日朝兵庫署の[illegible]

女軍の隊警察へ持込む

右は兵庫苅藻通一丁目榮護製造會社の女工

兵庫中道通七丁目四三の一山下さる(二八)尻池町一丁目一三〇増田きく子(二一)苅藻通二丁目三三七瀬田はつ(二二)▲同町六丁目六二荒木つる(二〇)▲同町二丁一五大津はな(二五)▲菅原通七丁目池田こまつ(三二)▲同町榎本しげ(三二)▲同町四丁目六四津下よし(二四)▲中道通五丁目一五河野さる(二六)▲苅藻通二丁目一〇六和田やる(二四)の十名で可哀の足立背務が直に事情を取調るこ解雇された理由は前記十名の技倆が他の女工に比し劣り製品が拙いを口實に去る四日突然解傭を申渡されたので驚いた右は『他に就職するまでの手當を出して貰へるか、夫ども解雇手當を出して呉れ』と連判で要求した所、工場主の方では一言の下に要求を拒絶したので激昂した女工連は此始末に及んだものこ判明し同係へ早速工場主佐々木三五郎を本署に呼び出し双方の折衝に努めた結果復職させる事に圓滿解決をつけたこ

隅田川驛の人夫

突如同盟罷業

賃銀値上の不調から 三錢宛の値上で解決

府下南千住隅田川驛貨物積荷人夫約三百名は去月中旬來殺三割の賃金値上げを要求してゐたが飛然八日朝に至つて同盟罷業を決行した元來同驛には冊七八軒の公認運送店があり内廿五六軒は人夫請負業新井作次郎及び柳組弟坂本雄治郎兩名に依頼して前記人夫を使用してゐるのであるが同人夫等は

▲他驛の人夫に

比して賃金が頗る安く請負人は荷物一噸に付き發送は船上げ貨車積み共廿一錢宛を又到著は荷卸し船積み共廿錢宛を運送店より收得してあるに拘らず人夫等の實收は發送で船上げ貨車積み共十四錢到著は荷卸し船積み共十三錢宛に過ぎず一日平均僅かに二圓五十錢位の收入しかなく而に人夫の勤惰が甚だしく人夫等の生活上不安尠からざる爲前記の増賃要求を請負者に提出したので請負者は人夫等に

▲多少の賃引

ありとして運送店組合には一割五分の賃金値上を要求したのであるが回答期限を經過しても更に何等の通告がなかつたので逢に此擧に出でたのであつた然し川井運送者上野運輸事務所は

隅田川驛人夫罷業

隅田川驛運送組合廿八軒の貨物取扱ひ人夫三百名は八日朝賃金値上げ要求を拒絶したので同盟罷業を決行した

同驛の貨物は

茂に山積し當局でも捨ておけず大道局長等は鉄道局で協議し尚同驛長及運送組合主等はこれが善後策を協議してゐたが隅田上野署長の斡旋で昨夕刻から就業した